

ＪＦＥスチール株式会社「ＪＦＥ扇島火力発電所更新計画  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成２６年１１月５日  
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第３条の６の規定に基づき、ＪＦＥスチール株式会社「ＪＦＥ扇島火力発電所更新計画計画段階環境配慮書」について、ＪＦＥスチール株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：神奈川県川崎市  
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）  
出 力：２５万キロワット級

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成２６年 ９月 ５日
環境大臣意見受理	平成２６年１０月２４日
経済産業大臣意見	平成２６年１１月 ５日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、櫻福

電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

J F E スチール株式会社「J F E 扇島火力発電所更新計画  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域の周辺は、二酸化窒素を始め大気汚染物質の環境基準値を超過する地点が存在し、大気環境の改善が必要な地域であることから、本施設の稼働に伴う大気質への環境影響の回避・低減が図られるよう、方法書以降の予測、評価等において、短期高濃度条件等の影響についても考慮し、適切な環境保全措置を検討すること。また、施設の稼働に当たっては、大気汚染物質排出量の少ない発電設備の優先稼働及び排煙脱硝装置等の維持管理の徹底等の大気汚染物質排出削減対策を図ること。

(2) 温室効果ガス

- ① 本事業の発電設備について、副生ガスの性質、発電規模、竣工に至るスケジュール等を適切に勘案した上で、最適な発電方式を検討すること。また、本事業により採用される発電設備の優先的な運用を通じて、二酸化炭素の排出削減に取り組むこと。併せて、送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ② 余剰電力を小売事業者に売電する場合には、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 本事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。また、二酸化炭素排出削減技術の開発状況を踏まえた対策について、所要の検討を行うこと。

(3) その他

本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。